○利南運動公園野球場広告掲出要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、沼田市広告掲載要綱（平成３０年３月２７日告示第３２号。以下「広告要綱」という。）に定めるもののほか、利南運動公園野球場の施設に企業等が広告を掲出することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（掲出場所）

第２条　広告の掲出場所は、利南運動公園野球場内の外野ラバーフェンスとする。

（掲出期間）

第３条　広告の掲出期間は、広告掲出期間の開始日から当該年度の３月３１日までとする。

２　広告掲出期間の更新は、妨げないものとする。

（広告の仕様）

第４条　広告の仕様は次のとおりとする。

(1) 再剥離タイプのシールで作成するものとする。

(2) 白色の文字及びロゴ等を切り取ったシールを貼り付けるものとする。

(3) 直射日光や風雨によって急激に色あせ等が生じないシールを使用すること。

(4) 発光、蛍光又は反射効果等を有するシールを使用しないこと。

（広告の区画及び規格）

第５条　広告の区画及び規格は、別表のとおりとする。

（広告の掲出料金）

第６条　広告の掲出料金は、一区画当たり月額６，０００円とする。ただし、沼田市都市公園条例（昭和５３年１０月１日条例第３８号）別表第３の利用期間に含まない月は広告掲出料を徴さない。

（広告掲出の申込み及び決定）

第７条　広告を掲出しようとする者（以下「申込者」という。）は利南運動公園野球場広告掲出申込書（様式第１号）により、広告の案を添えて市長に申し込むものとする。

２　市長は前項の申込みがあったときは、広告要綱第８条に規定する広告審査委員会による審査を経て、広告掲出の可否を決定し、利南運動公園野球場広告掲出決定通知書（様式第２号）又は利南運動公園野球場広告非掲出決定通知書（様式第３号）により申込者に通知するものとする。

（掲出料の納付）

第８条　前条第２項の規定により広告掲出の決定を受けた者（以下「広告主」という。）は市が発行する納付書により指定する期日までに、広告掲出料を一括納付しなければならない。

（費用の負担）

第９条　広告主は、広告の製作、取付け、撤去及び維持補修（市の責めに帰すべき事由によるものを除く。）に要する一切の費用を負担するものとする。

（掲出の取消し）

第１０条　市長は、広告の掲出に支障があると認められるとき、又は広告主が広告掲出料金を納入しなかったときは、当該広告掲出を取り消すことができる。

（広告掲出の中止）

第１１条　市長は、利南運動公園野球場の管理上必要があると認めるときは、広告の掲出を一時的に中止することができる。
２　広告主は、自己の都合により、広告掲出を中止しようとするときは、利南運動公園野球場広告掲出中止申請書（様式第４号）を市長に提出しなければならない。
（広告掲出料の返還）
第１２条　既納の広告掲出料は返還しない。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、この限りではない。
２　前項ただし書きの規定により返還する広告掲出料には、利子を付さない。
（原状回復）
第１３条　広告の掲出又は撤去作業により、利南運動公園野球場の施設が毀損又は破損した場合は、広告主の責任において原状回復するものとする。
（広告主の責務）
第１４条　広告主は、広告の内容等掲出された広告に関する一切の責任を負うものとする。
２　第三者から、広告に関連して苦情の申立て、損害賠償の請求等がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決しなければならない。
（その他）
第１５条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附　則

（施行期日）
１　この要綱は、令和７年４月１日から施行する。
（準備行為）
２　この要綱の規定に基づく広告掲出の決定に係る手続きその他必要な行為は、この要綱の施行の日前においても、この要綱の規定の例により行うことができる。

別表（第５条関係）

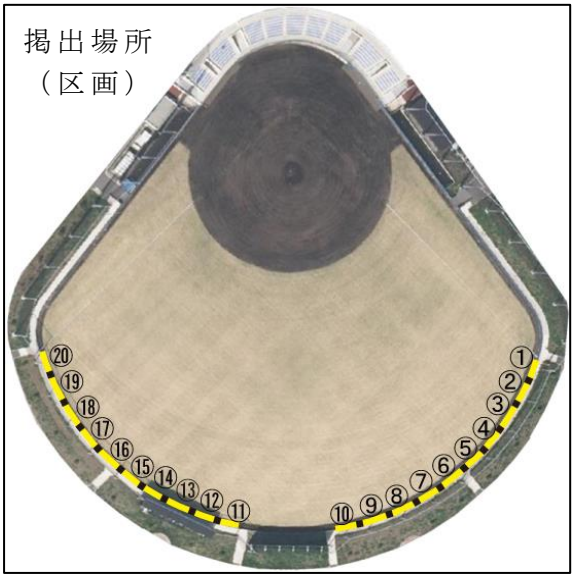

区画	規格（１区画）
①～⑳	縦０．７５ｍ×横５．０ｍ